

令和3年度 奄美市建設工事入札参加資格者格付け基準

1. 工事種別の格付け等級

土木・建築・管・舗装・水道は，A・B・Cの3等級とする。

電気・解体・設計は，A・Bの2等級とする。

造園・建具・塗装・防水は，格付けを行わない。

2. 等級別業者数

等級	土木	建築	電気	管	舗装	水道	解体	設計
A	19	15	8	10	14	14	17	5
B	28	24	11	17	19	24	30	7
C	29	25		17	20	24		
計	76	64	19	44	53	62	47	12

3. 格付け等級別標準金額

単位：万円

等級	土木	建築	電気	管	舗装	水道	解体	設計
A	2,500 以上	5,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上	2,500 以上	500 以上	200 以上
B	1,000 以上	1,500 以上		500 以上	400 以上	1,000 以上		
	2,500 未満	5,000 未満	1,000 未満	1,000 未満	1,000 未満	2,500 未満	500 未満	200 未満
C	1,000 未満	1,500 未満		500 未満	400 未満	1,000 未満		